

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	飯田市 (20205)
地域名 (地域内農業集落名)	上郷地区 (上郷黒田(上黒田、下黒田北、下黒田南、下黒田東)、上郷飯沼(丹保北条南条飯沼南)、上郷別府(別府下、別府上))

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

259.4

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	259.407857 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	255.2 ha
② 田の面積	136.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	118.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	35.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地面積3.7ha(うち1号遊休農地3.4ha、2号遊休農地0.3ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進み、地域内の農業者も限られており、農業経営の規模縮小や離農等による遊休農地の増加が懸念される。
- ・今後の農業経営に関しては、経営規模拡大意向のある経営体は多くない。現状維持の意向である経営体が多いが、後継者が居ない又は後継者未定の経営体も多く、地域外の農業者や新規就農者、農業生産法人といった新たな担い手を確保・育成、誘致していく必要があると共に、農地の有効活用について地域で検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・稲作、露地野菜、施設野菜、果樹類、花卉(露地、施設)、など多様な経営体、営農形態が混在している。
- ・農地の集積・集約化、農業機械の導入、新しい栽培技術の導入等により、農作業の効率化・省力化を図りつつ、高品質な農作物の栽培に取り組む必要があるが協議していく。
- ・宅地と混在するエリアにある農地については、家庭菜園等としての利用も含め、遊休荒廃化させない様な活用方法を協議する。
- ・農地の機能低下が進まない様に、道路、水路、畦畔等の機能維持・保全共同作業に多面的機能支払交付金等の活用を協議する。
- ・地域内の若年層や、定年退職者等を担い手の候補として親交を深めると共に、JAや行政の支援を受けながら地域外からの新たな担い手の確保・育成に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構の活用を進めつつ、担い手(認定農業者・認定新規就農者・基準到達者・農業法人等)への農地の集積・集約化を進める方向を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	23	%	将来の目標とする集積率
			50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・目標地図に位置づける者を中心に農地中間管理機構による集積を進め、さらには集約化による効率利用につながるよう将来に向けた協議をしていく必要について確認している。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・地域の担い手となり得る経営体を中心に利用者も含めた農地中間管理機構を活用しての農地集積を進める。 ・地域の現状や将来像が見える化した地図をたたき台にして協議を継続する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく方向での意識醸成を図る。その際、農地所有者の貸付意向の時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
・農地中間管理機構関連農地整備事業等、圃場条件の改良につながる基盤整備事業メニューの導入が必要であるか協議する。 ・別府初崎地区での導入について協議を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・JAや行政など関連機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の支援や生産する農地をあっせんしていくことも協議する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・飯田市農業振興センターがとりまとめている農作業代行サービス事業者の活用を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③導入による作業効率化について研究する。

⑦地域で活動する団体の農村環境保全、遊休農地の利活用や、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る地域共同活動に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	689経営体		259.4 ha	0 ha		259.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)フレック丸西	草刈り、耕起、除草等	水稻、果樹、野菜
2	シルバー人材センター	農作業全般	水稻、果樹、野菜

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	500	うち計画同意者数(人・%)	450 (90%)
-------------	-----	---------------	-----------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。